

草加市文化会館使用料（下表は5市1町に在住・在勤・在学の方の料金です。）

区分	使用区分	金額		
		平日	土曜日・日曜日・休日	
ホール	入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収しない場合及び最高額が2,000円未満の額の入場料を徴収する場合	午前9:00～正午	26,200円	34,000円
		午後1:00～午後5:00	36,700円	47,700円
		午後5:30～午後9:30	44,100円	57,300円
	最高額が2,000円以上の額の入場料を徴収する場合	全日 午前9:00～午後9:30	85,500円	111,100円
		超過1時間	13,100円	17,000円
		午前9:00～正午	34,000円	44,200円
		午後1:00～午後5:00	47,700円	62,000円
		午後5:30～午後9:30	57,300円	74,600円
		全日 午前9:00～午後9:30	111,100円	144,500円
		超過1時間	17,000円	22,100円
第1楽屋	午前9:00～正午	6,210円		
	午後1:00～午後5:00	8,610円		
	午後5:30～午後9:30	10,400円		
	全日 午前9:00～午後9:30	20,100円		
	超過1時間	3,100円		
第2楽屋	午前9:00～正午	2,720円		
	午後1:00～午後5:00	3,860円		
	午後5:30～午後9:30	4,540円		

	全日 午前9:00～午後9:30	8,870円
	超過1時間	1,360円
第3楽屋	午前9:00～正午	1,380円
	午後1:00～午後5:00	1,960円
	午後5:30～午後9:30	2,310円
	全日 午前9:00～午後9:30	4,510円
	超過1時間	690円
第4楽屋	午前9:00～正午	1,380円
	午後1:00～午後5:00	1,960円
	午後5:30～午後9:30	2,310円
	全日 午前9:00～午後9:30	4,510円
	超過1時間	690円
レセプションルーム	午前9:00～正午	2,350円
	午後1:00～午後5:00	3,290円
	午後5:30～午後9:30	3,950円
	全日 午前9:00～午後9:30	8,150円
第1会議室	午前9:00～正午	3,000円
	午後1:00～午後5:00	4,150円
	午後5:30～午後9:30	5,080円
	全日 午前9:00～午後9:30	10,200円
第2会議室	午前9:00～午前11:00	650円
	午前11:00～午後1:00	650円
	午後1:00～午後3:00	650円
	午後3:00～午後5:00	650円
	午後5:00～午後7:00	780円
	午後7:00～午後9:30	980円
	全日 午前9:00～午後9:30	3,920円
音楽室	午前9:00～午前11:00	580円
	午前11:00～午後1:00	580円

	午後 1 : 0 0 ~ 午後 3 : 0 0	5 8 0 円
	午後 3 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0	5 8 0 円
	午後 5 : 0 0 ~ 午後 7 : 0 0	6 9 0 円
	午後 7 : 0 0 ~ 午後 9 : 3 0	8 7 0 円
	全日 午前 9 : 0 0 ~ 午後 9 : 3 0	3, 4 9 0 円
第 1 研修室	午前 9 : 0 0 ~ 午前 1 1 : 0 0	4 9 0 円
	午前 1 1 : 0 0 ~ 午後 1 : 0 0	4 9 0 円
	午後 1 : 0 0 ~ 午後 3 : 0 0	4 9 0 円
	午後 3 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0	4 9 0 円
	午後 5 : 0 0 ~ 午後 7 : 0 0	5 9 0 円
	午後 7 : 0 0 ~ 午後 9 : 3 0	7 4 0 円
	全日 午前 9 : 0 0 ~ 午後 9 : 3 0	2, 9 6 0 円
第 2 研修室	午前 9 : 0 0 ~ 午前 1 1 : 0 0	4 9 0 円
	午前 1 1 : 0 0 ~ 午後 1 : 0 0	4 9 0 円
	午後 1 : 0 0 ~ 午後 3 : 0 0	4 9 0 円
	午後 3 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0	4 9 0 円
	午後 5 : 0 0 ~ 午後 7 : 0 0	5 9 0 円
	午後 7 : 0 0 ~ 午後 9 : 3 0	7 4 0 円
	全日 午前 9 : 0 0 ~ 午後 9 : 3 0	2, 9 6 0 円
実習室	午前 9 : 0 0 ~ 午前 1 1 : 0 0	1, 4 7 0 円
	午前 1 1 : 0 0 ~ 午後 1 : 0 0	1, 4 7 0 円
	午後 1 : 0 0 ~ 午後 3 : 0 0	1, 4 7 0 円
	午後 3 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0	1, 4 7 0 円
	午後 5 : 0 0 ~ 午後 7 : 0 0	1, 7 6 0 円
	午後 7 : 0 0 ~ 午後 9 : 3 0	2, 2 1 0 円
	全日 午前 9 : 0 0 ~ 午後 9 : 3 0	8, 8 6 0 円
和室	午前 9 : 0 0 ~ 午前 1 1 : 0 0	5 0 0 円
	午前 1 1 : 0 0 ~ 午後 1 : 0 0	5 0 0 円
	午後 1 : 0 0 ~ 午後 3 : 0 0	5 0 0 円

	午後3:00～午後5:00	500円	
	午後5:00～午後7:00	610円	
	午後7:00～午後9:30	760円	
	全日 午前9:00～午後9:30	3,030円	
<small>ぜんそうあん</small> 漸草庵 <small>はくたい かかく</small> 百代の過客	菊の間(6帖)	午前9:00～正午	2,550円
		午後1:00～午後5:00	3,570円
		午後5:30～午後9:30	4,280円
		全日 午前9:00～午後9:30	10,400円
	松の間(8帖)	午前9:00～正午	3,250円
		午後1:00～午後5:00	4,550円
		午後5:30～午後9:30	5,460円
		全日 午前9:00～午後9:30	13,260円
	桜の間(4帖半)	午前9:00～正午	1,970円
		午後1:00～午後5:00	2,750円
		午後5:30～午後9:30	3,300円
		全日 午前9:00～午後9:30	8,020円
	小間	午前9:00～正午	2,210円
		午後1:00～午後5:00	3,090円
		午後5:30～午後	3,700円

		9 : 3 0	
		全日 午前9 : 0 0 ～午後9 : 3 0	9, 0 0 0 円
	全館	午前9 : 0 0～正午	9, 9 8 0 円
		午後1 : 0 0～午後 5 : 0 0	1 3, 9 6 0 円
		午後5 : 3 0～午後 9 : 3 0	1 6, 7 4 0 円
		全日 午前9 : 0 0 ～午後9 : 3 0	4 0, 6 8 0 円

備考

- 1 平日とは、月曜日から金曜日まで（次号に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
- 3 超過1時間とは、指定管理者が施設等の使用について特別の事由があり、かつ、管理上支障がないと認めて1時間を単位に許可をした場合の当該許可に係る1時間をいう。
- 4 ホール及び楽屋を準備又は練習のために使用する場合の施設使用料は、所定の使用料の7割の額とする。
- 5 楽屋は、ホール使用の場合に限り使用できるものとする。
- 6 施設の使用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合は、所定の使用料のほかに、これらの実費相当額を徴収する。
- 7 草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町（以下「5市1町」という。）以外の居住者（5市1町内に住所、事務所又は事業所等を有しない者をいう。以下同じ。）が使用する場合又は5市1町以外の居住者を主たる対象として使用する場合の施設使用料は、所定の使用料の5割増とする。
- 8 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 9 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。